

令和4年3月10日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

1	孤立・孤独対策について……………	1
(1)	生活困窮者対策推進本部の設置……………	1
(2)	子どもへの支援について……………	4
(3)	女性への支援について……………	6
(4)	孤独・孤立に陥っている方への支援について……………	9
(5)	住宅支援施策について……………	12
(6)	就労支援の施策について……………	13
(7)	自殺防止・メンタルヘルス対策について……………	14
(8)	被災者への支援について……………	16
(9)	犯罪被害者等への支援について……………	16
(10)	消費者被害防止・支援等について……………	17
(11)	外国籍県民等への支援について……………	17
(12)	コミュニティの再生・活性化について……………	18
2	デジタル戦略の推進について……………	22
(1)	国の動向……………	22
(2)	県の取組……………	24

1 孤立・孤独対策について

グローバル化や情報化といった経済環境の急激な変化、人口減少、少子高齢化、核家族化など社会環境の劇的な変化が進む中、地縁、血縁といった人と人との関係性の希薄化により、孤立・孤独問題が深刻化している。

国においても、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置し、関係省庁横断的に孤独・孤立対策に関する連絡調整会議を設け、実態把握のための全国調査を実施するなどの動きがある中、重点的に取り組む対策などを盛り込んだ「孤独・孤立対策の重点計画」が決定されたところである。

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤立・孤独問題はより一層深刻化し、顕在化しているが、県民が誰ひとりとして取り残されることのないようきめ細やかな支援を進めていくことが重要である。

こうした背景を踏まえ、本項目では、孤立・孤独対策に資する主な取組について報告する。

(1) 生活困窮者対策推進本部の設置

コロナ禍の長期化は県民生活に大きな影響を及ぼしており、特に「子ども」、「女性」、そして「孤独・孤立に陥っている方」への影響が懸念されている。

こうした生活困窮者の支援に全庁体制で取り組むため、知事を本部長とする「生活困窮者対策推進本部」を設置し、誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づき、県庁全体で公的支援の取組を一層進めるとともに、NPOや企業と連携した共助の取組を進めていく。

ア 取組状況

(ア) 今年度の取組

コロナ禍の生活困窮者対策は喫緊の課題であるため、既決予算の活用などにより、かながわ女性相談室の設置、ケアラー支援ポータルサイトの開設、フードドライブ活動の展開、ケアラーへの支援などに、順次、着手している。

(イ) 令和4年度当初予算案に各支援策を計上

コロナ禍の生活困窮者を支援するため、子ども食堂支援や、女性、ひきこもり、ケアリーバー、ケアラーの方への相談支援等の公的支援とともに、SDGsを活用した共助の取組を推進する。

(ウ) 「見えない困窮」の課題把握

a 対話の広場の開催

「見えない困窮」とも言われるコロナ禍の生活困窮の実情を把握して課題解決を進めるため、知事が直接県民の皆様と意見交換を行う対話の広場を感染防止等の観点からWeb会議システムを活用して開催した。

(a) 開催日時等

日時 令和4年1月31日(月)

会場 県庁災害対策本部室(Web会議システム
(Zoom)を活用したオンラインの併用開催)

(b) ゲスト(対面・Zoom)

- ・ 子ども食堂の利用者・運営者
- ・ 困難を抱える女性・女性の困窮に取り組む支援者
- ・ 進学就職に困難を抱える若者・支援者

(c) 当日参加者数等

- ・ 283名が参加(定員300名)
- ・ Twitterによる意見 22件

(d) ゲストからの主な意見・提言

- ・ たとえどのような家庭で育っても、どの施設で暮らしていても、公平にチャレンジする機会が欲しい。(ケアリーバー)
- ・ 育つ家庭を選ぶ術を持たない子どもたちが突然ケアの場に立たされ、本来は大人複数で担うような責任や判断を任されたときどうするか。(ヤングケアラー)
- ・ 生理用品を買うのはつらい、それを買うくらいならと困窮している世帯もたくさんある。女の子たちが無事に前向きに受け止められるような世の中になればいいと思う。(ひとり親)

- ・ シングルファーザーは、社会ではマイノリティであり、孤立しているからこそケアが必要。
(ひとり親支援者)
- ・ ゆっくりと家族で参加して楽しむ子ども食堂の存在は、とても助かっている。(子ども食堂利用者)

b N P O への調査等

地域で生活困窮者に対する支援に取り組むN P O に対し、コロナ禍の困窮の実情や課題を伺い、解決の手法を探るため、いのち・未来戦略本部室等と連携して、ヒアリング等を実施している。

(a) ヒアリング実施先(2月10日現在)

(一社) インクルージョンネットかながわ等
7 団体

(b) ヒアリング実施期間

令和4年1月20日～ 今後もヒアリングを継続実施

(c) 主なヒアリング項目

- ・ コロナ禍の支援対象者や支援ニーズ
- ・ 支援が行き届いてない生活困窮者と支援策
- ・ 団体活動のために強化すべき点
- ・ 他の民間(N P O ・ 企業) や団体に求めたいこと

(d) アンケートの実施

ヒアリング団体以外の団体に対してもアンケートを実施して課題の把握を進めている。

イ 今後の取組

(ア) 令和4年度当初予算案に計上した公助の取組の推進

(イ) 対話の広場、N P O ヒアリングにより把握した課題の検討、実施

(ウ) N P O と S D G s パートナー企業による情報交換会の開催

(I) N P O 等の資金調達を支援する仕組みづくり

(2) 子どもへの支援について

ア 子どもの居場所づくり

(ア) 子どもの居場所ポータルサイト

県内各地域における子どもの居場所の紹介や、地域で支援活動を行う N P O 等が活用できる助成金、「子ども食堂を始めるには」等のセミナーなどのサポート情報をまとめた、子どもの居場所ポータルサイト「かながわスマイルテーブル」の運営を通じ、子どもの貧困、子どもの居場所への理解と支援に向けた機運醸成を図る。

(イ) 子ども食堂支援

コロナ禍でニーズが高まっている子ども食堂の活動継続のため、新しい生活様式に対応した取組を行う子ども食堂運営者に協力金を支給するとともに、県域における活動団体のネットワーク化を支援する(令和4年度実施予定事業)。

(ウ) 「フードドライブ」活動の実施

共助の取組として、フードドライブ活動(家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク等を通じて食の支援が必要な子ども食堂等に届ける活動)の実施を呼びかけ、県、市町村、S D G s パートナーをはじめとする県内の企業や団体が幅広く実施した。

a フードドライブ等県内実施結果

・ 県庁フードドライブの実施

令和3年8月及び10月 各2週間実施

合計1tの食品をフードバンクかながわに寄贈

・ 市町村の動き

県の取組に合わせ23市町村がフードドライブの実施、または住民向けの広報を実施

・ 企業及び団体の動き

58団体が実施

イ 初等中等教育における取組

孤立・孤独対策として、様々な悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制を充実し、一層の推進を図る。

(ア) スクールカウンセラーの活用

心理の専門家であるスクールカウンセラーについて、政令市を除くすべての公立中学校 174 校（中学校区の小学校にも対応）に配置している。県立高校及び県立中等教育学校では、92 名を拠点校に配置し、すべての県立高校等に対応している。（令和 4 年度は 4 名増員し、96 名を配置予定）。

また、スクールカウンセラーの相談業務の支援のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー 1 名を配置、横須賀市教育委員会及び 4 教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザーを各 1 名配置している。

(イ) スクールソーシャルワーカーの活用

福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーについて、政令市・中核市を除く公立小・中学校に 48 名を配置し、すべての公立小・中学校に対応している（令和 4 年度は 2 名増員し、50 名を配置予定）。県立高校には 30 名を拠点校に配置し、すべての県立学校に対応している。

また、スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、教育局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2 名を配置している。学校と関係機関との連携が進み、児童・生徒に適切な支援を提供している。

(ウ) 相談窓口の開設

総合教育センターに電話相談窓口として「24 時間子ども SOS ダイアル」を開設している。

(エ) SNS を活用した相談

無料通信アプリの「LINE」を活用した「SNS いじめ相談@かながわ」を実施している。令和 2 年度からは、対象と期間を拡大し、本格実施している。

(オ) 県立高校での朝食の提供

経済的な理由等で食事をとれない県立高校の生徒を支援するため、NPO法人等による居場所カフェの取組を実施している4校（全日制3校、昼間定時制1校）で、在校生の希望者へ朝食を提供する（令和4年度実施予定事業）。

(カ) 県立高校での夕食の提供

夜間定時制14校の生徒に対して提供している夕食について、生徒の費用負担を軽減する（令和4年度拡充予定事業）。

(キ) 私立学校における相談体制等への支援

私立高等学校等における相談・支援体制の充実に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等に対し補助を行っている。

また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入れ体制を整備している私立高等学校等に対する補助や各私学団体と連携して、いじめ・暴力行為防止関連研修を実施するなど、私立学校へ通う子どもに対する支援を推進する。

(3) 女性への支援について

ア 妊娠・出産に関する各種支援

(ア) 不妊・不育支援

専門スタッフによる不妊・不育の治療等に関する相談を実施するとともに、不妊治療及び不育症検査費用の一部を助成する。

(イ) 女性の健康に関する相談

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、妊娠・婦人科疾患・更年期障害など、女性の健康をめぐる様々な問題に関する相談を実施する。

(ウ) 予期しない妊娠に関する相談

若い世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよ

う、予期しない妊娠に関する悩みについて、電話・LINE・アウトリーチによる相談を実施する。

イ DV対策

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や経済状況悪化による失業等で、家族が長時間ともに過ごす状況となる中、DVの発生やその深刻化が懸念されているため、相談など支援に取り組んでいる。

(7) 配偶者暴力相談支援センターによる相談

- a 女性のためのDV相談
- b 週末ホットライン
- c 多言語相談
- d 弁護士等による専門相談

(1) SNSを利用したDV相談

SNSを利用したDV相談窓口を令和元年10月に開設し、家族の在宅時間が延びる中、電話相談をするのは難しい方にも対応するため、令和2年度以降、相談日や回線の拡大を図った。

ウ 不安や課題を抱える女性の総合相談

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で仕事が減り生活が苦しい、外出自粛で社会とのつながりが持てないなど、生活上の課題や不安を抱える県内女性を支援するため、令和3年8月26日に「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を開設した。メールや電話、面接による相談や居場所の提供、様々な機関への同行支援を行い、一人ひとりの悩みに応じた支援を行っている。

エ 「生理の貧困」対策

(7) 県有施設における取組

経済的な理由等により生理用品を購入することができない女性を支援するため、令和3年9月17日から、県施設で生理用品の配布を行った。

- a 配布数 400 セット（生理用ナプキン昼用 1 パック、夜用 1 パック、相談窓口等の一覧 1 部）
- b 配布場所（計 10 か所）
共生推進本部室、かながわ男女共同参画センター、かながわ県民センター、川崎県民センター、各地域県政総合センター（県央地域県政総合センター津久井分室を除く）

(イ) 県立学校における取組

県立学校に在籍する生徒が、生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるよう、今後の取組の検討に資するため、令和 3 年 6 月からの 3 か月間、モデル校 12 校の女子トイレに生理用品を配備し、生徒のニーズや実態を把握した。

モデル事業によって把握できた生徒の実状やニーズ、学校の意見などを踏まえ、生理用品が手元にない不安を解消し、生徒が安心して学校生活を送れるよう、同年 10 月から、全県立学校の女子トイレに生理用品を配備した。

a 配備対象校

全県立学校（高等学校 138 校、中等教育学校 2 校、特別支援学校 29 校〔分教室含む〕）

b 実施方法

県立学校に在籍する児童生徒が、日常的によく利用する校内の女子トイレの共用部分（洗面台付近等）に箱等に収納した生理用品を置き、必要な時にすぐに入手できる環境を整える。

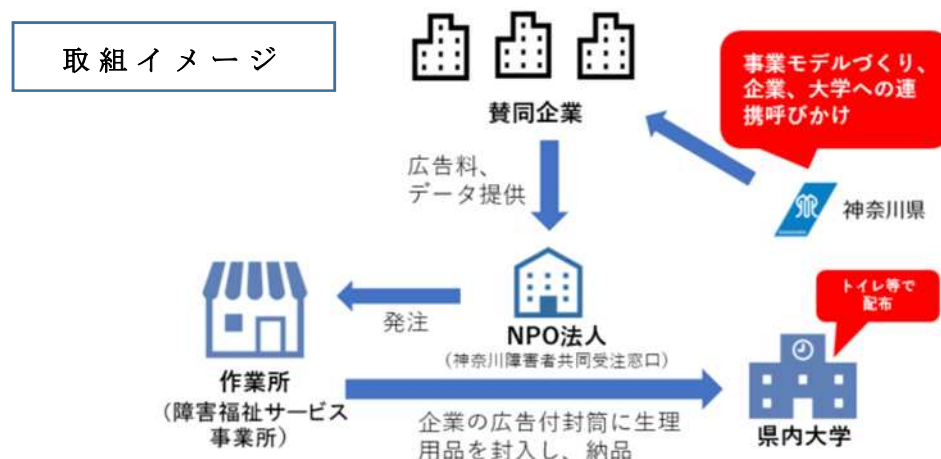
(ウ) 企業等との連携による取組

共助の取組として、企業、大学、NPOなどが連携し、県内大学の女子学生に対し賛同企業のメッセージ等を掲載した生理用ナプキンの無料配布を行った。

a 配付枚数 3 万 4 千枚（1 万 7 千セット）

- b 賛同企業 株式会社 N T T ドコモ、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社

- c 配布先大学 神奈川大学、関東学院大学、東海大学
- d 受注窓口 特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
- e 配布時期 令和3年12月17日から



(4) 孤独・孤立に陥っている方への支援について

ア ひきこもり支援

(ア) ひきこもり地域支援センターにおける相談支援

ひきこもりの専門相談窓口であり、市町村等の後方支援機能も担う。

a 相談実績(主訴：ひきこもり件数)

	電話	来所	SNS	計
令和2年度	290	88	24	402
令和3年度(12月末現在)	207	80	10	297

b 令和4年度以降は、ひきこもり地域支援センターの市町村等支援機能を強化するとともに、SNS相談の受付時間を延長する。

(イ) ひきこもり支援サイト(サイト名「ひき☆スタ」)の運営

ひきこもりなど困難を抱える若者に対する支援体制の一環として、自室から出られず、社会と接する機会がない若者達が、県やNPOなどが実施している相談事業や体験活動などの支援事業の情報を入手し、社会に出るきっかけとなるような場を提供することを

目的に、ひきこもり支援専用のサイトの運営管理を行う。

(ウ) 民生委員の活動支援

民生委員・児童委員の活動費の補助を行うとともに、資質向上を図る研修の実施や民生委員に配付する「活動の手引き」にひきこもり相談の情報を掲載した。また、民生委員の活動について、県のたよりに掲載し、県民に広く周知を図った。

(エ) 市町村の包括的な支援体制の整備に対する支援

市町村において、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題の解決に対して、「断らない相談支援」など包括的に支援する体制の整備が円滑に行われるよう、市町村への調査やヒアリングにより課題等を整理するとともに、市町村職員等に向けた研修や連絡会を実施している。

イ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

過度なケアの負担により課題を抱えているケアラー・ヤングケアラーの方々を社会全体で支援していくことが必要である。

【ケアラーの抱える課題の例】

- ・ 心身の不調
- ・ 不本意な離職
- ・ 将来への見通しが持ちづらい
- ・ 自分の希望する人生や日々の暮らしが送れない
- ・ 社会的に孤立に追い込まれている

(ア) これまでの取組

ケアラー本人や関係機関に相談窓口や支援情報を提供するとともに、県民の皆様にケアラーの置かれている状況などをお知らせするため、令和3年10月に「ケアラー支援ポータルサイト」を立ち上げた。また、12月には地域包括支援センター職員向けに、ケアラー支援をテーマとした研修を実施した。

(イ) 令和4年度実施予定事業

- a ケアラーコールセンター
悩みを相談できる電話・SNS窓口
- b ケアラー支援専門員
ケアラーの多様なニーズを必要な支援機関へつなぐ
- c ケアラーズカフェ
ケアラー同士で気軽に集まれる居場所
- d ヤングケアラーの学習支援
地域の支援団体による学習支援

ウ ケアリーバーへの支援

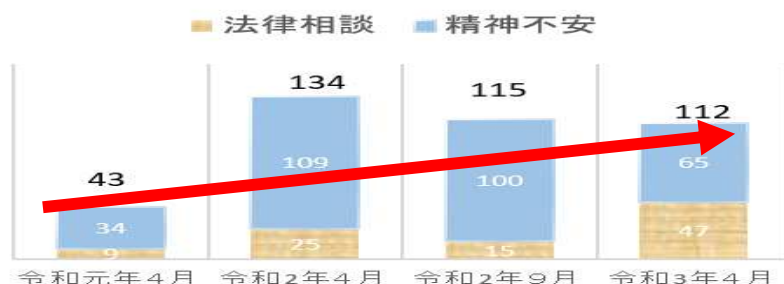
児童養護施設や里親家庭で育ち、巣立った「社会的養護」経験者、いわゆるケアリーバーに対し、「あすなるサポートステーション」で相談支援等により社会的自立を支援する。

■ あすなるサポートステーション 令和2年度実績

相談件数 (訪問、電話、 メール等)	8, 582件 ※	＜相談内容＞ 仕事、住居、家計、 法律 、 精神的不安 、等
実人数(登録数)	367人	

※令和元年度比 31.5%増

あすなるの相談実績



エ ひとり親への支援

(ア) ひとり家庭相談LINE

若年層等、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、SNSを利用した「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、仕事やお金、子育て等さまざまな悩みの相談を行う。

(イ) 就業支援

母子家庭の母等を対象に、その自立を図るため、就業相談、就業情報の提供及び自立や就業に向けたプログラム策定等による就業支援を実施する。

(ウ) 養育費確保に向けた支援

養育費に関するセミナーや相談を実施することにより、養育費の確保に向けた取組を推進する。

オ 地域での支え合いの推進

(ア) 地域における見守り活動等の推進

a 地域見守り活動の推進

誰もが安心して暮らしていけるよう、孤立死などのおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげるため、個人宅を訪問する機会のある62事業者（令和4年1月18日現在）と「地域見守り活動に関する協定を締結している。

b 老人クラブ等への支援

一人暮らしの高齢者のお宅を訪問し、困りごとの手伝いをしたり、相談相手になったりする「友愛活動」など、老人クラブ等が行う地域の支え合い、助け合いの活動を、コロナ禍でも継続できるよう支援している。

(イ) 認知症の人への支援

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援を行う市町村の「チームオレンジ」の構築を支援するとともに、コロナ禍でもリモートで認知症カフェが継続できるよう、リモート開催の支援を行っている。

(5) 住宅支援施策について

ア 住宅セーフティネット制度の推進

住宅セーフティネット制度は、高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間

の賃貸住宅の空き家を活用して、要配慮者の入居を拒まない住宅、いわゆるセーフティネット住宅を供給するもので、令和4年1月末までに県内で約2万6千戸を登録した。

また、要配慮者の入居支援や生活支援を行うNPO法人等を、居住支援法人として、令和4年1月末までに16法人を指定した。

(6) 就労支援の施策について

ア 女性の就労支援

子育てをしながらの就業を希望している方に対する職業紹介機能を持つ国の「マザーズハローワーク横浜」内に県が相談室を設け、就職や就業継続に関する悩みに対応したキャリアカウンセリング等を実施することで、女性の多様なニーズに対応した就業支援を推進している。

(7) 相談室の概要

- a 開設日 平成24年7月13日
- b 所在地 横浜市西区北幸1-11-15
横浜STビル16階
マザーズハローワーク横浜内相談室
- c 開所時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
(12:00～13:00を除く。
土曜・日曜・祝日・年末年始休業)

(イ) キャリアカウンセリング

経験豊富な女性キャリアカウンセラーが、面談、電話又はウェブにより、相談者一人ひとりの状況を踏まえたきめ細かなアドバイスを行っている。

<キャリアカウンセリング利用者延数> (単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度 (2月末現在)
515	567	619

(ウ) 就職面接用スーツの貸出

マザーズハローワーク横浜等からの職業紹介により面接を受けようとする女性を対象に、スーツの無料貸

出を実施している。

＜就職面接用スーツの貸出件数＞（単位：件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度 (2月末現在)
24	10	9

イ 就職氷河期世代の就労支援

経験、スキル等の不足により自信を失っている就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）を対象に、正社員に求められる基本的なスキルや心構え等を身につける実習型プログラムを提供する「かながわジョブテラス」を新たに開講するとともに、合同就職面接会を昨年度に引き続き開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を支援する。

(7) かながわジョブテラス

就職氷河期世代を対象として、正社員に求められる基本的なスキルや心構え等を身につける実習型プログラムを提供した。

- a 開講日 第1期 令和3年7月1日から8月30日
第2期 令和3年11月1日から12月28日
- b 会場 T K P 横浜会議室（横浜市神奈川区鶴屋町）
- c 時間 月曜日～金曜日 10：00～16：30
（祝日は除く）
- d 定員 第1期、第2期とも20人
- e 参加者 第1期23人、第2期19人

(4) 合同就職面接会

合同就職面接会を令和3年度は年5回開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等とのマッチングを図った。

(7) 自殺防止・メンタルヘルス対策について

ア 自殺防止対策の推進

コロナ禍における自殺対策として、生きづらさを感じる人が一人で悩みを抱えないようLINEを活用した「いのちほっとライン@かながわ」等、こころの相談窓口

の強化や普及啓発、人材養成事業等に取り組んでいる。

【こころの悩みに関する相談窓口】

事業名	こころの 電話相談	いのちのほ っとライン@ かながわ	自宅・宿泊 施設療養者 向け	医療関係機関・ 社会福祉施設 従事者向け
内容	電話相談	LINE相談	電話相談 R2:4回線 R3:1回線	電話相談 R2:1~2回線 R3:1回線
開始時期	S52年	R2年4月	R2年5月	R2年5月
相談件数 (R2年度)	8,371件	7,115件	719件	201件
相談件数 (R3年度)	6,557件 (1/31時点)	6,143件 (1/31時点)	445件 (1/31時点)	139件 (1/31時点)

イ メンタルヘルス対策の推進

広く県民にうつ病について正しく知っていただくため、県のホームページやリーフレットの配布等による普及啓発を行っている。また、早期に適切な治療につながるよう、内科医等のかかりつけ医を対象とした「うつ病対応力向上研修」を実施した。さらに、メンタルヘルスの問題を抱える人への初期対応を行う「心のサポーター」を養成した。

ウ 依存症対策の推進

コロナ禍で、依存症患者の増加が懸念されることから、広く県民に対し依存症の正しい知識の普及を行っている。また、依存症の電話相談や面接相談を実施するとともに、かながわ依存症ポータルサイト等で医療機関や相談機関、回復支援施設等の情報提供を行っている。

【電話相談件数】

令和2年度実績 326件
令和3年度（1月末時点実績） 241件

【面接相談件数】

令和2年度実績 99件
令和3年度（1月末時点実績） 78件

(8) 被災者への支援について

ア 東日本大震災等支援・情報ステーションによる支援
避難者支援のための情報提供及び各種相談等の支援を行う。

イ かながわ避難者見守り隊による支援

避難者の孤立を防ぎ、きめ細やかな生活支援を行うために、電話による相談対応のほか、戸別訪問を行う。

(9) 犯罪被害者等への支援について

ア 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者やその家族からの相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、県、県警察、NPO法人神奈川被害者支援センターの三者が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。

〈サポートステーションにおける犯罪被害者等支援実績等〉(H28～R2年度)
(件)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談件数	922	986	1,007	999	875
支援回数	1,044	1,272	1,058	872	505

イ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援事業

県が運営する「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」」では、警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者からの相談を24時間体制で受け付け、必要な支援をワンストップで提供している。

〈かならいん電話相談・支援件数〉(H29～R2年度)

(件)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度
相談件数	884	1,346	1,665	1,512
支援回数	41	214	232	128

※29年度はH29.8～H30.3の実績

(10) 消費者被害防止・支援等について

ア 消費者被害未然防止等のための見守り

地域全体で高齢者等を見守り、高齢者等の消費者被害未然防止を図る「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」が、令和3年4月、県内で初めて鎌倉市に設置された。

引き続き、市町村における協議会設置に向けて、個別の働きかけを行う。

(11) 外国籍県民等への支援について

ア 多言語による情報提供支援

「多言語支援センターかながわ」の運営体制を強化し、新型コロナウイルス感染症や医療・保健福祉・子育て支援などの生活に関する問合せに11言語で対応した。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、知事メッセージや感染症専用ダイヤル等の情報を多言語に翻訳して県ホームページで発信するとともに、外国人コミュニティへの情報提供を行った。

イ 留学生への支援

(7) 交流会や就職支援事業の実施

コロナ禍において、日本語を使う場や交流する場が減少し、孤立している留学生のために、従来の交流会に加え、就職に成功した先輩留学生の体験談を聞ける交流会や若者同士の交流会をオンラインで実施した。

また、コロナ禍において、就職面で不安を抱えている留学生のために、留学生就職活動説明会、留学生就職支援講座、合同会社説明会をオンラインで実施した。

(イ) 留学生有償型インターンシップの実施

共助の取組として、コロナ禍による社会的・経済的影響を受けている留学生への支援を目的に、県と「ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム」が中心となり、留学生を対象とした有償型インターンシップを実施し、留学生の県内企業への就職促進を図る。

a 対象

県内の大学・大学院に在籍する外国人留学生で資格外活動の許可を得た者

b インターンシップ実施期間

令和4年2月から3月のうち、数日から数週間程度

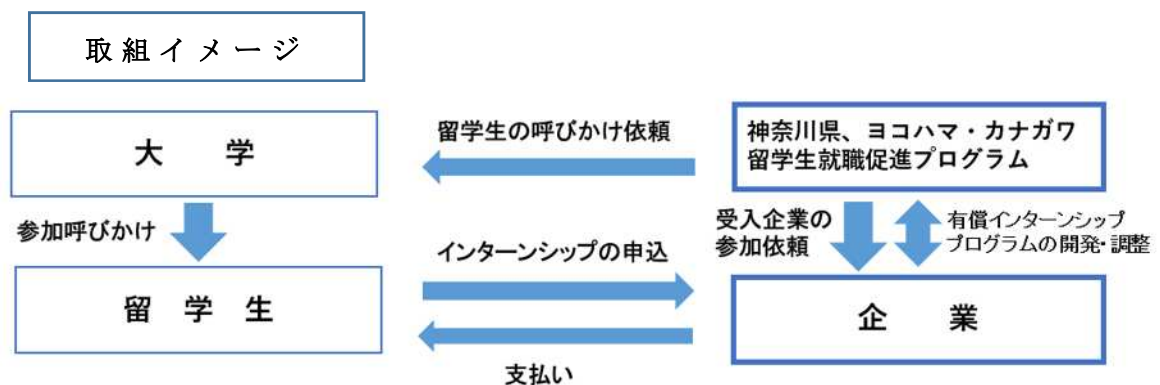
c 受入企業

県内企業等14者

d インターンシップ実施の決定

留学生向け合同企業説明会（令和3年12月23日開催：29名参加）後、申込受付（令和4年1月7日まで）。

企業との面接を経て令和4年2月から順次インターンシップを実施中。



(12) コミュニティの再生・活性化について

ア コミュニティ再生・活性化モデル事業

昨年度に続き、地域が抱える課題の解決に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、コミュニティ活動を進めるための様々な取組に協力いただける事業者を募集したところ、9件の提案があった。提案のあった取組について、市町村やコミュニティ関係団体等にヒア

リングし、参加意向のあった団体と調整して実施。

(7) 公募期間

令和3年6月15日（火）～12月24日（金）

(イ) コミュニティの課題

- a 個人や団体間におけるコミュニケーション機会の減少
- b デジタルツールを活用した情報伝達、会議や交流イベント、それに伴う集客・管理、会費や参加費の徴収等の手法を知りたい
- c 施設利用に関する制約が増えて、活動場所の確保が難しい
- d 多世代での交流機会の減少
- e 地域の活動団体の担い手不足

(ウ) 県の支援内容

- a モデル事業実施に向けた市町村やコミュニティ関係団体等との調整
- b モデル事業実施後の成果のPR

(エ) 提案のあった協力事業者及び取組の概要

1	提案名	3密を回避したスマホ教室 (令和2年度から継続)
	提案者	ソフトバンク(株)
	概要	スマホ教室を、初級編から上級編まで要望に合わせて実施 (外部会場、オンライン、提案者の店舗で対応予定)
2	提案名	オンラインイベントの開催支援 (令和2年度から継続)
	提案者	(一社) オンライン体験協会 (J'z WORKS)
	概要	オンラインでのイベントの企画への協力や Zoom 教室を実施
3	提案名	(シニア向け) オンラインでのコミュニケーション機会の提供 (令和2年度から継続)
	提案者	(株) Helte
	概要	シニア層がPCやスマホを利用し、世界中で日本語を学ぶ若者との交流を実施
4	提案名	オンラインチケットによるイベント集客・管理の提供 (令和2年度から継続)

	提案者	Peatix Japan(株)
	概要	お祭りや地域イベント等で3密を回避するため、イベント・コミュニティ管理サービスを活用し、チケットの枚数制限による入場規制や参加者の情報取得を実施
5	提案名	スポーツを通じた交流機会の提供（新規）
	提案者	(株)横浜フリエスポーツクラブ
	概要	選手やトレーナーとのオンライン交流会の実施や、チームドクター・クラブスタッフ等が監修した運動プログラムの動画を提供
6	提案名	地域の子どもの交流を促すオンラインプラネタリウムの実施（新規）
	提案者	(株)アストロコネクト
	概要	子ども達の交流機会をオンライン上で提供する「オンラインプラネタリウム」を実施
7	提案名	東海道を軸とした地域コミュニティの活性化（令和2年度から継続、内容変更）
	提案者	三菱地所(株)
	概要	東海道歩き旅アプリの活用による活動団体や地域住民との交流促進を目指し、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、イベントの企画について希望団体と意見交換を実施
8	提案名	3密を回避した空間づくり（令和2年度から継続）
	提案者	NPO法人スーリールファム
	概要	地域での活動を企画する際に、3密を回避した空間づくりの参考となるノウハウを提供
9	提案名	オンラインでの健康づくりに向けた「脳トレリズム体操」の実施（新規）
	提案者	NPO法人ダンスライフコミュニケーションズ
	概要	中高年者の生活習慣病・認知症予防とコミュニケーション機会の創出に向けて、オンラインによる「脳トレリズム体操」を実施

(才) 実施状況（2月末時点、令和2～3年度募集分）

- a 協力事業者の提案に対する参加意向
- ・ 令和2年度募集分 93団体121件
 - ・ 令和3年度募集分 63団体77件
- b 実施件数：
- ・ 令和2年度募集分 74団体85件
 - ・ 令和3年度募集分 24団体26件
- c 主な実施内容「3密を回避したスマホ教室」
- ・ 実施団体：自治会等56団体

- ・ 内容：初心者向けスマホ教室、Zoom教室等
- ・ 会場：公民館等
- ・ 実施回数：102回
- ・ 参加人数：1,216名

(カ) 今後のスケジュール

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、協力事業者、市町村やコミュニティ関係団体等と随時調整し、速やかに実施

イ 民間との連携にかかるとる取組

(株)Helteとコミュニティの再生・活性化に関する連携協定を令和3年12月23日に締結

(7) 連携事項

- a 県内の日本人や留学生等のコミュニケーション機会の創出に関する事
- b 「Sail」を軸としたオンラインコミュニティの形成に関する事
- c 対面での交流機会の提供に関する事
- d その他社会的課題の解決に資する取組に関する事

2 デジタル戦略の推進について

(1) 国の動向

ア デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

新型コロナウイルス感染症対応において、デジタル化に関する様々な課題が明らかになり、社会のデジタル化を強力に進めるため、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」という。）の全面的な見直しや、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する司令塔としてデジタル庁を設置することが必要となったことから、国は、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について明らかにした政府の基本方針として、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を令和2年12月に策定した。

この中で、国は、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、次の基本原則を大方針として施策を展開することとしている。

- ① オープン・透明 ② 公平・倫理 ③ 安全・安心
- ④ 継続・安定・強靱 ⑤ 社会課題の解決 ⑥ 迅速・柔軟
- ⑦ 包摂・多様性 ⑧ 浸透 ⑨ 新たな価値の創造
- ⑩ 飛躍・国際貢献

イ 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画

新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、デジタル化の遅れに伴う様々な課題が明らかとなったことから、国が主導的な役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいくため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」が令和2年12月に策定された。

この計画では、令和3年1月から令和8年3月までを対象期間とし、次の重点取組事項を全自治体において着実に進めていくこととしている。

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③自治体の行政手続のオンライン化
- ④自治体の A I ・ R P A の利用推進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

ウ デジタル改革関連法

I T 基本法の見直しやデジタル庁の設置など、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針で示された方針の実現に向け、次のデジタル改革関連法が令和 3 年 5 月 12 日に成立した。

- ①デジタル社会形成基本法
- ②デジタル庁設置法
- ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

エ デジタル庁

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い顕在化した我が国のデジタル化の遅れに対処するとともに、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上や、少子高齢化の進展への対応など直面する課題の解決を図るため、デジタル社会の形成を強力に推進することとし、令和 3 年 9 月に、その司令塔となるデジタル庁が創設された。

デジタル庁は、未来志向の D X を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後 5 年で一気に作成し、作り上げることを目指し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をミッションとして掲げ、徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体の D X の推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めるとしている。

オ デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定め、かつデジタル社会の実現のためのデジタル庁や各省庁の取組も含めた工程表とスケジュールを明らかにした「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和3年12月に策定された。

本計画では、「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」を理念とし、「デジタル社会形成のための基本原則」（デジタル改革基本方針）を掲げ、実現のための6つの方針を位置付けている。

① デジタルによる成長戦略

② 医療・教育・こども等の準公共分野のデジタル化

③ デジタル化による地域の活性化

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

⑤ デジタル人材の育成・確保

⑥ D F F T（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を始めとする国際戦略

なお、本計画は、デジタル社会形成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律並びに官民データ活用推進基本法に基づき策定されている。

(2) 県の取組

ア かながわ I C T ・ データ利活用推進計画

(ア) 概要

人口減少や少子高齢化の進展など社会環境の変化に伴い、多様化する県民ニーズへの対応が求められる一方で、税財源や人的資源の縮小が懸念されている中、限られた予算・人材を有効に活用し、ニーズに応じた質の高い県民サービスを提供するため、I C T及びデータを積極的に利活用し、県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」という2つの側面から取組を進めることとして、かながわ I C T ・ データ利活用推進計画（以下「計画」という。）を令和元年7月に策定した。

(イ) 位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法に基づく都道府県官民データ活用推進計画とし、かながわブランドデザイン及び行政改革大綱をICT及びデータの利活用の側面から支える計画として位置づけられている。

(ウ) 計画期間

令和元年度から4年度までの4年間

(エ) 構成

柱Ⅰ 暮らしの情報化

- ① ICT及びデータを活用した県民サービスの提供
- ② 官民情報共有・整備の推進
- ③ 県民サービスの更なる電子化の推進

柱Ⅱ 行政の情報化

- ④ 行政事務の更なる電子化の推進
- ⑤ クラウド適用の原則化
- ⑥ ICTガバナンスの強化
- ⑦ 情報化人材の確保

イ かながわICT・データ利活用推進戦略

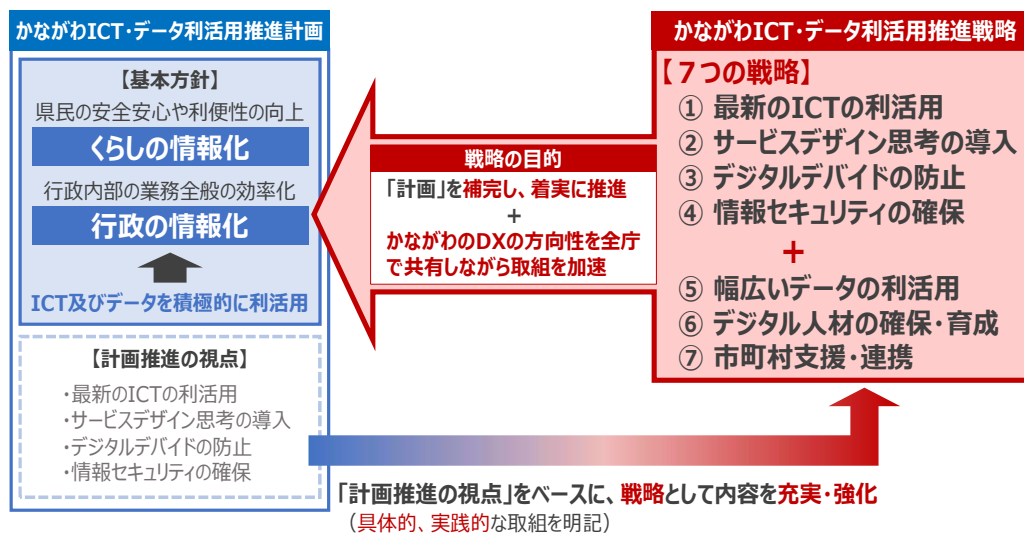
(ア) 必要性と位置付け

コロナ禍により顕在化したデジタル化の遅れに対応し、DXの加速化を図るため、計画を補完し、県庁全体で幹部職員を筆頭に、職員一人ひとりが本県のDXの方向性を共有し、主体的に取り組むための方策として、「かながわICT・データ利活用推進戦略（以下「戦略」という。）」を令和3年12月に策定した。

(イ) 基本的な考え方

戦略は、計画を補完し、これを着実かつ効果的に推進するものであることから、既に計画の中で、効果的かつ着実に推進していくために留意することとして

いる4つの視点（「最新のICTの利活用」、「サービスデザイン思考の導入」、「デジタルデバイドの防止」及び「情報セキュリティの確保」）に加え、コロナ禍を契機として改めて重視すべきと考える「幅広いデータの利活用」、「デジタル人材の確保・育成」及び「市町村連携・支援」の3つを加えた7つを戦略として位置付けることとした。なお、戦略を構成する取組内容は、具体的かつ実践的なものとした。



ウ 推進体制等

県では、CIO兼CDO及びデジタル行政担当局長の下、「行政の情報化」をより一層加速化するとともに、各局の「くらしの情報化」の取組みを支援するため、デジタル戦略本部室を設置している。

デジタル戦略本部室は、室の統括を担うデジタル戦略本部室長、主に情報化に係る総合的企画・調整を担う情報企画担当課長、主に情報インフラの整備・運用を担う情報システム担当課長、主に全庁のデジタル化の支援を行うデジタル戦略担当課長及び9グループの体制となっている。

この体制により、CIO兼CDOと各局局長等との「ステアリング・コミッティ」を実施し、各局におけるDX推進に係る合意形成を図るとともに、日頃から各局の所属・職員とデジタル戦略本部室の担当職員が、いのち・未来戦略本部室内のデジタル・エクスペリエンス推

進チームと連携しながら、D Xに係る課題を共有し、課題解決のための調査、検討及び提案を行っている。

また、大規模な情報システム開発の各段階において適切なプロジェクトマネジメントを実施するため、所管所属とデジタル戦略本部室との間でプロジェクトの進捗状況及び課題を共有するとともに、所管所属に対し、課題解決のための技術的・専門的な助言・指摘などの支援を行っている。

エ 具体的な取組

(ア) 行政のデジタル化

a R P A ・ A I の活用

(a) R P A

定型的な業務の効率化を図り、限られた予算・人材を有効に活用するため、R P A（ソフトウェアロボットを活用した業務自動化の取組：Robotic Process Automationの略）を積極的に活用しており、令和4年1月末時点で34業務に導入している。

(b) A I - O C R

内部事務の効率化を推進するため、届出や報告書などに記載された手書き文字などをA Iの活用により高い精度でデータ化することができるA I - O C R（Artificial・Intelligence-Optical・Character Recognition/Readerの略）サービスを利用しており、令和4年1月末時点で13帳票が利用している。

b データの利活用

幅広い分野にわたり県庁内外に散在するデータを収集・統合して、E B P Mや官民データの連携に活用するため、データ統合・分析基盤の本格導入に向けた評価検証を行っている。

庁内に向けて、データの見える化や分析に係る協力・助言や高度な知見を必要とする分析の支援など、業務課題に対応したデータ分析を支援している。

c デジタル人材の育成

県における行政の情報化と地域の情報化を高度に推進するために必要な知識とスキルを備えた人材を育成するための取り組みの方向性を示した「情報化専門人材育成方針」を平成25年1月に策定し、キャリア選択型人事制度で情報・データ利活用分野を選択している職員のほか、情報部門や業務遂行上知識等の習得が必要な職員向けに毎年度研修を実施してきた。

この方針策定から9年経過し、この間新しいICT技術やサービスなどが次々と出てきている。今後こうした新たなデジタル技術なども適切に活用しながら、県業務の効率化や課題解決、多様化する県民ニーズに対応できる人材を育成するため、新たに「デジタル人材育成方針（仮称）」を令和3年度末までに策定することとしている。

d 県市町村デジタル推進会議

県及び県内の市町村が連携・協調して、自治体DXの推進や様々なデジタル分野における共通かつ広域的な課題について対応するため、県・市町村相互の意見交換を行うことを目的として従来から設置していた「高度情報化推進会議」の目的や会議の名称等を改め、令和3年11月に「県市町村デジタル推進会議」を設置し、これまでに2回、会議を開催した。

また、この下部組織として、各自治体の自治体DXの対応状況や課題解決に向けた情報交換及び具体的な検討を行う場として、担当者会議も設置し、令和4年2月に書面会議を開催した。

e 文書管理における電子決裁の拡大

業務の効率化を目指し、平成30年4月から行政文書管理システムでの文書管理を行っている。電子決裁を原則として運用し、電子決裁率は全庁平均で89.1%(令和4年2月末時点)となっている。

引き続き職員の意識改革による電子決裁の徹底を図り、電子決裁率100%を目指していくこととし

ている。
 (電子決裁率の推移)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上期	令和4年 2月
全庁平均	32.9%	56.8%	85.0%	89.1%

f 電子契約の推進

自治体、事業者の双方にとって、テレワーク対応や事務の効率化などに効果が見込めることから、令和4年1月から5月まで実証実験を行い、電子署名を行う権限、電子契約データの保存方法、セキュリティ対策などを検証し、契約相手方となる事業者にも十分な説明を行った上で導入を進めることとしている。

g 会計関係事務等におけるシステム間データ連携

ペーパーレス化、事務の効率化を図るため、予算編成支援システム、会計管理システム、電子入札システム、行政文書管理システムなどの財務・会計関係のシステム間データ連携について、民間のデータ連携ツールなどを活用した仕組みを検討することとしている。

(イ) 暮らしのデジタル化

a 行政手続のオンライン化

県民等の利便性の向上や県の業務の効率化を目指すとともに、対面での業務を前提としない「新たな生活様式」に基づく働き方の定着を目指して、行政手続のオンライン化を進めている。

新規の行政手続は原則オンライン化、既存の手続は添付書類の簡素化や押印の廃止など業務プロセスを見直し、最終的には全ての行政手続がオンライン化できるよう取り組んでいる。

本年度は、特に取扱件数が多い手続を優先するなど工夫を行い、年間取扱件数が1,000件以上の手続について、年度内の原則オンライン化を目指している。

これにより、行政手続のオンライン化済件数（e-kanagawa 電子申請）は、令和元年度末の 100 手続から、令和 4 年 1 月末現在までに 289 手続に拡充した。

（行政手続のオンライン化済件数（e-kanagawa 電子申請））

	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 4 年 1 月末
手続数	100 手続	121 手続	289 手続

b 公金収納のキャッシュレス化

県民の生活において普及が進んでいるキャッシュレス決済について、県民の利便性向上及び感染症防止対策のため、手数料・施設使用料等の公金収納のキャッシュレス化を推進している。

(a) 県民利用施設における使用料等のキャッシュレス化
年間 1,000 件を超える現金を対面で収受する費目（使用料や手数料等）がある県民利用施設を対象に、順次キャッシュレス決済を導入する。

令和 3 年度中には一部の県直営施設に先行導入を行い、令和 4 年度以降も順次導入を進める。

(b) 行政手続のオンライン化に伴う手数料等の決済手段の拡大

電子申請システム「e-kanagawa 電子申請」で申請した手続きに伴う手数料等の納付について、これまでのクレジットカード決済やインターネットバンキング（pay-easy）に加えて、QRコード、電子マネー、キャリア決済等の決済手段を拡充する。

(c) 金融機関窓口での納付書等による現金納付のキャッシュレス化

県民が納付書等により公金を支払う場合、金融機関の窓口において現金でしか支払うことができないものが多いことから、納付書等で得ている支払情報を、キャッシュレス事業者から安全・確実かつ迅速に取得する仕組みを構築し、キャッシュレス決済の導入を進めていく。

(d) 手数料等の納付における収入証紙の廃止と
キャッシュレス化

県窓口での収入証紙による手数料等の収納について、県が指定している収入証紙販売所のあり方などの課題について整理したうえで、収入証紙を廃止し、キャッシュレス決済の導入を進めていく。

令和4年1月に、庁内の各部局に対し、必要な検討事項や、他自治体の事例を示し、新たな収納方法への切り替えの検討を依頼し、各部局において準備を進めている。

c 電子自治体共同運営サービスの運用

参加団体の財政的・人的負担の軽減を図りつつ、県民がインターネットを活用して行政手続を行うことのできる電子自治体の取組を推進するため、平成16年9月に県と県内市町村等32団体で構成する「神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会」を設立し、平成17年度から電子自治体共同運営サービス（電子申請システム、施設予約システム、電子入札システム）を提供している。

電子自治体共同運営サービスの安定運用及び機能改善を実施することにより、県民生活の利便性を向上させるとともに行政事務の簡素化・効率化を進めている。

d オープンデータの取組

県では、新型コロナウイルス感染症のモニタリングデータなどオープンデータの公開数の拡充に取り組んでいる。

また、データの機械判読性の向上に向けたマニュアル整備を進めている。

あわせて、県内各市町村のオープンデータ等の取組状況に応じた研修や相談対応などの支援を実施して、県全体の官民データ利活用の取組を推進している。

e ヘルスケア ICTシステムの推進

県民の未病の改善に向けて、県民自らが自身の健康状態を把握することが重要なため、自身の健康情報を一元的に管理する仕組みとして、スマートフォンでお薬情報や健康情報の記録・管理ができるアプリケーション「マイME-BYOカルテ」を運用するとともに、健康情報の収集・蓄積を図り、健康情報の利活用を進めている。

f ウェブアクセシビリティの推進

県では、誰もが情報通信技術の利便を享受できる環境整備をすることにより、県民及び職員による情報への円滑なアクセスを確保することを目的として、平成15年4月に「情報アクセシビリティ推進要綱」を策定し、県公式ウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティの保持及び推進などに取り組んでいる。

毎年、専門の事業者によるJIS規格適合試験や、公式ウェブサイト全体に対する一括検証を実施し、点検結果に基づきウェブページを適切に修正するなど、公式ウェブサイト全体のウェブアクセシビリティ品質の向上に努めている。

(ウ) 情報セキュリティ

a 神奈川県情報セキュリティポリシーの運用

県が所管する「情報資産」を様々な脅威から守り、情報セキュリティを確保するための対策に関する統一かつ基本的な方針や、情報システム等に共通の情報セキュリティ対策基準として「神奈川県情報セキュリティポリシー（要綱）」を平成15年3月に策定した。その後も、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改正や、運用上の課題、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に適切に対応するため、随時見直しを行っている。

また、当該ポリシーに基づき、情報セキュリティ監査や職員アンケートを年1回行い、職員の情

報セキュリティへの意識向上及び県の情報セキュリティ確保に努めている。

b 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用

県ではデジタル戦略本部室を対象に情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準であるISO/IEC 27001:2013（JIS Q 27001:2014）認証（以下「ISMS 認証」という。）を平成30年2月9日付けで取得し、毎年第三者機関の外部監査を受けて認証を維持している。

ISMS 認証の取得及び維持は、デジタル戦略本部室の情報管理水準が適正・適切であるということ客観的かつ網羅的に外部認証機関から評価されていることを対外的にも示す効果がある。

c 神奈川県 ICT 部門業務継続計画の運用

神奈川県業務継続計画（以下、「県業務継続計画」という。）の個別計画として神奈川県 ICT 部門業務継続計画を策定しており、危機事象発生時においても、この計画に基づき、対象となる情報基盤や情報システムを稼働、継続させることができるようにしている。

d 神奈川県情報セキュリティクラウドの構築・運用

平成27年5月に日本年金機構において個人情報流出事案が発生したことを受け、総務大臣通知に基づき、県と県域市町村等のインターネット接続口を1か所に集約し、より高い水準のセキュリティ対策を行うため、県は、平成28年度に「神奈川県情報セキュリティクラウド（以下「KSC」という。）」を構築した。

現行のKSCの契約期間が終了する令和5年度から次期KSCを運用開始することとしているが、次期KSCでは、最新技術を活用し現在の情報セキュリティレベルを維持しながら、利便性や効率性も向上させていくこととしている。

(I) デジタル化を支える基盤

a コンピュータセンターの運用

大規模地震等の自然災害が発生しても、システム稼働を維持し業務継続を図るため、平成 27 年度から県のコンピュータセンターを災害に強い民間データセンター内に設置している。

情報システムの全体最適化を実現するサーバ集約拠点として、仮想化技術などを活用し、安全かつ安定・効率的なシステム基盤の提供を実現している。

b 庁内ネットワークの運用

コンピュータセンターと本庁各庁舎や出先機関などを回線や有線・無線の機器で接続する全庁ネットワーク網について、安定したインフラサービスを提供している。

庁舎等移転や新設などに適宜対応するとともに技術の進展に合わせた構成変更等を行い、全庁共通の ICT 基盤として運用している。

c 共通利用パソコンの運用

職員の働き方改革の取組として、テレワーク等執務場所にとらわれない柔軟な業務遂行とワークライフバランスの実現のため、平成 30 年度より、共通利用パソコン更新時期に合わせて順次モバイルパソコンの配備を進め、令和 4 年 2 月末に配備を完了した。(13,323 台配備済み。)

これにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の対応においても、柔軟なテレワークの実施とともに災害・緊急時の業務継続が可能となっている。